

司法試験法第4条第2項第1号の規定（在学中受験資格）による認定の基準及び実施状況

1 認定の基準

司法試験の在学中受験資格の取得要件等について									
本研究科で在学中受験資格を取得するための要件は、下記のとおりです。 法科大学院修了生が司法試験を受験できる期間は、「修了後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間」ですが、在学中受験をした場合は、原則として、「最初に在学中受験をした年の4月1日から5年を経過するまでの期間」となります。 5回の受験資格の内の1回を使うことになりますので、間違いのないよう気を付けてください。 なお、法務省の決定により、全国共通で、在学中受験資格の付与を「学長認定」と呼ぶことになっています。									
記									
1 学籍に関する要件 最終年次に在籍する学生かつ当該年度内に修了する見込みがあること。									
2 修得科目及び単位数に関する要件 ① 前年度終了時点で、「法律基本科目」の内、1年次及び2年次に配当された科目の単位（48単位）を全て修得していること。 ② 前年度終了時点で、「展開・先端科目」の内、司法試験選択科目に該当する科目（『大学院要覧』のカリキュラム一覧表 注6に記載の科目）の単位を4単位以上修得していること。									

2 実施状況

年 度	A 最終年次の年度当初に 在籍した学生数	B 在学中受験資格 取得者数 及びAに対する割合	C 在学中受験資格による 司法試験受験者数 及びAに対する割合			D 在学中受験資格による 司法試験合格者数 及びAに対する割合			当該年度の 対受験者 合格率 (D/C)
			うち留年せずに司法 試験を受験した者	うち協定先の連携法 曹基礎課程からの入 学者		うち留年せずに司法 試験を受験した者	うち協定先の連携法 曹基礎課程からの入 学者		
2023（令和5）	39	32	21	21	1	5	5	1	23.81%
		82.05%	53.85%			12.82%			
2024（令和6）	45	37	26	23	0	11	9	0	42.31%
		82.22%	57.78%			24.44%			
2025（令和7）	34	29	25	24	6	7	7	1	28.00%
		85.29%	73.53%			20.59%			